

令和 3年 4月30日

学生および教職員の皆様へ

学 長

新型コロナウイルス感染症対策における登校禁止の取り扱いについて（改訂）

新型コロナウイルス感染症対策における登校禁止の取り扱いについては、令和2年11月30日付け山梨大学新型コロナウイルス感染症対策本部会議通知にて周知しているところですが、感染の拡大に伴い濃厚接触者に限らず接触者であっても保健所の指示によりPCR検査が実施され、感染判定が行われるケースが見受けられます。

つきましては、感染拡大防止の観点から上記状況を考慮し、登校禁止基準を下記のとおり一部改訂いたしますのでご留意願います。

記

新型コロナウイルス感染症対策における登校禁止基準

I. 発熱、または体調不良がある場合

解熱後2日を経過し、かつ症状が消失するまで自宅療養 [登校禁止]

II. 基礎疾患等があり、重症化のリスクが高いと主治医から判断された場合

主治医が登校を許可するまでの期間 [登校禁止]

III. 本人が濃厚接触者と保健所から特定された場合

本人が感染者と最後に接触した日から14日間自宅待機 [登校禁止]

IV. 同居する家族等が保健所の指示でPCR検査を実施することとなった場合

PCR検査結果等による安全性が確認されるまで自宅待機 [登校禁止]

V. 海外から入国・帰国した場合

海外から入国した日から14日間自宅待機 [登校禁止]

PCR検査で陽性となった際は、新型コロナウイルス感染症と診断され、登校禁止は継続されます。保健所の指示に従って適切な医療施設への入院等を行ってください。